

発表項目 (行事名)	公立高等学校配置計画地域別検討協議会の開催について		
記者レクチャー のお知らせ	(実施日時)	発表者	
		発表場所	
概要	<p>1 開催日時 令和2年(2020年)7月28日(火) P T A分科会 13時45分から14時10分まで 全体会 14時20分から15時45分まで</p> <p>2 開催会場 檜山合同庁舎4階講堂(檜山郡江差町字陣屋336番地3)</p> <p>3 出席者 (道側) 北海道教育庁高校教育課職員 檜山教育局長ほか (相手側) 管内の各町教育長、小・中・高等学校長、 P T A関係者、経済団体関係者ほか</p> <p>4 内容 (1) 公立高等学校配置計画案(令和3年度(2021年度)~5年度(2023年度)について) (2) (仮称)地域創生に向けた高校魅力化の手引について</p> <p>5 傍聴希望者 公開で5名程度の傍聴が可能です。 傍聴希望者は、事前に電話等により申込みを行ってください。</p>		
参考	7月14日から7月31日にかけて全道14管内19会場で開催予定。 檜山管内では、昨年度は7月31日に開催。		

報道(取材)に当たってのお願い			
他のクラブとの関係	同時配付	(場所)	
	同時レク		

担当 (連絡先)	北海道教育庁檜山教育局企画総務課 (担当者: 企画総務課長 高川 志野) TEL ダイヤルイン 0139-52-6424 内線 6-310-3100		
-------------	-----------------------------------------------------------------------------------	--	--

令和2年度第2回檜山管内公立高等学校配置計画地域別検討協議会

開 催 要 項

1 趣 旨

公立高等学校の配置については、高校を取り巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題がみられる。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに町関係者及び学校関係者等と意見を交換し、地域との連携を深めるため、本協議会を開催する。

2 主 催

北海道教育庁学校教育局高校教育課

3 運 営

北海道教育庁檜山教育局

4 開催方法

(1) 開催日時 令和2年(2020年)7月28日(火)

ア P T A分科会 13時45分から14時10分まで

イ 全体会 14時20分から15時45分まで

(2) 会 場

檜山合同庁舎講堂 (檜山郡江差町字陣屋336番地3) ※会場変更

(3) 参加対象者

ア 町長

イ 町教育委員会教育長

ウ 高等学校長

エ 中学校長(各町代表者1名)

オ 小学校長(各町代表者1名)

カ 地区協議会又はP T A関係者など(各町代表者2名)

キ 経済団体関係者(公立高等学校所在町代表者1名)

※ P T A分科会は、P T A関係者のうち参加を希望する方を対象に、本道の高校教育を取り巻く環境と公立高校配置計画策定の基本的な考え方について、新たにP T A役員となった方を想定した説明を行った後、意見交換を行う予定です。

なお、希望があれば、行政関係者、学校関係者や経済団体関係者等の参加も可能とします。

(4) 会議の内容

ア 公立高等学校配置計画案(令和3年度(2021年度)~5年度(2023年度)について

イ (仮称)地域創生に向けた高校魅力化の手引について

5 その他

(1) 協議会は公開により開催することとし、希望者がある場合は傍聴を認めることとします。

なお、傍聴に係る取扱いについては別記のとおりとします。

(2) 協議会参加に当たっては、夏季軽装励行をするとともに、新型コロナウイルス感染症への対応のため、マスクの着用をお願いします。

別記

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は5名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合。
 - (3) 前2号のほか、主催者において傍聴を不適當と認める場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いします。

檜山管内における公立高等学校配置計画 地域別検討協議会（第2回）を開催します。

公立高等学校の配置については、高校をとり巻く環境の著しい変化に伴い、様々な課題が見られます。これらの課題の解決に向けて、通学区域ごとに町関係者や学校関係者の方等と意見を交換し、地域との連携を深めるために開催するもので、公開で行います。

1 開催日時及び場所

令和2年(2020年)7月28日(火)

PTA分科会 13時45分から14時10分まで

全体会 14時20分から15時45分まで

檜山合同庁舎講堂

(檜山郡江差町字陣屋336番地3)

2 議題

- (1) 公立高等学校配置計画案（令和3年度（2021年度）～5年度（2023年度））について
- (2) (仮称) 地域創生に向けた高校魅力化の手引について

3 出席対象者

- (1) PTA分科会
PTA関係者等
- (2) 全体会
檜山管内の各町の町長・教育長、小・中学校長（各町の代表者）、
高等学校長、PTA関係者、経済団体関係者等

4 傍聴者

5名程度の傍聴席を用意しています。

(別記「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱いを参照の上、傍聴を希望される方は、事前に申込を行ってください)

5 その他

当日は、夏季軽装励行をするとともに、新型コロナウイルス感染症への対応のため、マスクの着用をお願いします。

問い合わせ先・傍聴申込先

檜山教育局 主査(地域政策) 電話 0139-52-6521 (又は、52-6528)
FAX 0139-52-1368

別記

「地域別検討協議会」の傍聴に係る取扱い

傍聴について、次のとおり定めておりますので、御理解、御協力をお願いします。

- 1 傍聴の人数は5名以内とし、先着順とします。ただし、報道関係者については別に傍聴を認めます。
- 2 次の各号のいずれかに該当する場合は、傍聴することはできません。
 - (1) 酒気を帯びていると認められる場合。
 - (2) 会議の妨害となると認められる器物等を携帯している場合。
 - (3) 前2号のほか、主催者において傍聴を不相当と認める場合。
- 3 傍聴人は次に掲げる行為をしてはなりません。
 - (1) みだりに傍聴席を離れること。
 - (2) 飲食すること。
 - (3) 私語、談話、拍手等を行うこと。
 - (4) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音を行うこと。ただし、主催者の許可を受けた場合はこの限りではありません。
 - (5) 前各号のほか、協議会の妨害となるような行為を行うこと。
- 4 傍聴人が前記3の規定に違反し、制止の指示に従わないときは、協議会への参加を認めないことがあります。
- 5 このほか、傍聴人は主催者の指示に従うようお願いいたします。